

あなたの家では

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

すべての住宅に設置が義務付けられています

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、笠間市火災予防条例で設置及び維持の基準が定められました。

設置したときは、消防署へ届出を！

笠間市消防本部では、住宅用火災警報器を設置した場合は、住宅用火災警報器等設置届出書により最寄りの消防署への届出をお願いします。

なぜ住宅に「火災警報器」が必要なのです？

住宅火災は建物火災の9割を占めています。また、死亡原因の約6割が逃げ遅れによるものです。大切な命を住宅火災から守るため、火災時の煙や熱を感知し、音や音声で火災を知らせる火災警報器の設置が急務となっています。

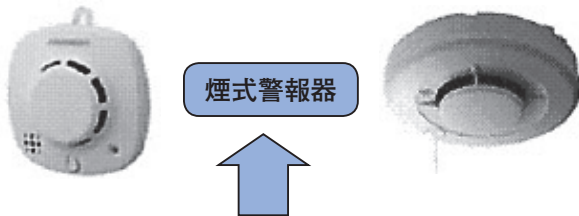
だれに取付け義務があるのです？

住宅の所有者、管理者又は占有者と定められています。持ち家の場合はその所有者が、アパートや賃貸マンションなどの場合はオーナーと借受人が協議して設置することになります。

住宅用火災警報器の種類は？

煙式警報器 煙を感知して、警報音又は音声で知らせます。笠間市火災予防条例で設置を定めているのは、この警報器です。

熱式警報器 熱を感知して、警報音又は音声で知らせます。日常的に煙や蒸気の多い台所に向いています。



煙式警報器

条例で設置を義務付けているのは煙式です。

熱式警報器



住宅用火災警報器の規格は？

感度や警報音量等の基準に合格した警報器には、日本消防検定協会の鑑定マーク(右図)が付いています。



どこに取り付けるの？

笠間市火災予防条例では、煙式警報器を寝室(主寝室のほか、子ども部屋などの就寝の用に供する部屋)や階段などに取り付けることになっています。天井や壁に取り付けます。

どこで購入できるの？

- お近くの消防設備取扱店などで販売しています。また、ホームセンターや電気店などで取り扱っていることもあります。
- 販売店リストは、住宅防火対策推進協議会のホームページで確認することができます。
<http://www.jubo.go.jp/index2.html> 「データ集」をご参照ください。

悪質な訪問販売にご注意ください

- 不当に高い価格で販売する
住宅用火災警報器の市場価格は、機種により様々ですが、国産品の目安は3,000円前後から10,000円以下です。
- 消防職員を装って販売する
消防署があっせんや販売をしたり、業者に販売等を委託したりすることはありません。
- 設置が必要な箇所や警報器の種類など、笠間市火災予防条例の内容を偽って販売する。

問合せ先

住宅用火災警報器相談室 0120-565-911
 笠間市消防本部 予防課 0296-73-0119
 笠間消防署 0296-73-0119
 友部消防署 0296-78-0119
 岩間消防署 0299-45-0119

オープン1周年記念キャンペーン

パークスからの贈り物・和のこころ・レストランウエディング・平日プラン・お披露目プラン
上記いずれかのプランを期間中にご利用のお客様へ下記の特典をご用意しました。

7・8月限定特典

- ・お料理10%OFF
- ・ドレス・タキシード各1点レンタル料無料

9・10・11月限定特典

- ・お料理10%OFF
- ・デザートブッフェプレゼント

お父様・お母様が結ばれた式場で、思い出に残るウェディングを...

「親子2世代」結婚式キャンペーン

新郎または新婦のご両親が当館で結婚されたカップルが対象です！

¥500,000-OFF
キャンペーン期間
平成20年・12月末日まで

※70名様以上の挙式・披露宴をご利用された場合※他のプランとの併用は致しかねますのでご了承下さい

茨城県笠間市旭町305 TEL.0296-78-1122 FAX.0296-77-3924 営業時間10:00~

7.8月のご案内

七五三・成人式 前撮りプラン誕生 ご予約承り中

大小18のパンケットをご用意
同窓会・暑気払い・誕生会
ご家族・お仲間との会食に！！
お気軽にご相談下さい

